

旧	新
<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00009 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（てん補範囲等） 第 3 条 1 項～ 3 項 （略）</p> <p>4 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 1 1 号から第 1 3 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 輸出契約の相手方が、保険契約の申込み時において名簿上<u>与信管理区分 P</u>若しくは<u>事故管理区分 R</u>に格付けされている場合又は第 2 条の登録をしていない場合 二 輸出契約の相手方が、保険契約の申込み時において名簿上<u>与信管理区分 G</u>以外の<u>管理区分</u>に格付けされている場合（約款第 4 条第 1 2 号及び第 1 3 号のいずれかに該当する事由により生じた損失を除く。） <p>5 前項第 1 号の規定にかかわらず、保険契約の申込時に輸出契約において取消不能信用状（以下「ILC」という。）により代金を決済することを約している場合（ILC の発行銀行が保険契約の申込時において名簿上 SC 若しくは<u>事故管理区分に格付けされている</u>場合又は輸出契約の相手方が決済方法の変更による保険契約の変更承認申請時において名簿上 P 若しくは R に格付けされている場合若しくは第 2 条の登録をしていない場合を除く。）には、日本貿易保険は、約款第 4 条第 1 2 号又は 第 1 3 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じる。</p> <p>以 下 （略）</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00009 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 18 年 3 月 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（てん補範囲等） 第 3 条 1 項～ 3 項 （略）</p> <p>4 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 1 1 号から第 1 3 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 輸出契約の相手方が、保険契約の申込み時において名簿上<u>名簿区分 P</u>若しくは<u>事故管理区分 R</u>の場合又は第 2 条の登録をしていない場合 二 輸出契約の相手方が、保険契約の申込み時において名簿上<u>G S 格</u>、<u>G A 格</u>又は<u>G E 格</u>以外に格付けされている場合（約款第 4 条第 1 2 号及び第 1 3 号のいずれかに該当する事由により生じた損失を除く。） <p>5 前項第 1 号の規定にかかわらず、保険契約の申込時に輸出契約において取消不能信用状（以下「ILC」という。）により代金を決済することを約している場合（ILC の発行銀行が保険契約の申込時において名簿上 S C 格若しくは<u>事故管理区分</u>の場合又は輸出契約の相手方が決済方法の変更による保険契約の変更承認申請時において名簿上<u>名簿区分 P</u>若しくは<u>事故管理区分 R</u>の場合若しくは第 2 条の登録をしていない場合を除く。）には、日本貿易保険は、約款第 4 条第 1 2 号又は 第 1 3 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じる。</p> <p>以 下 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>